

浜長保険センター安全だより

平成 30 年 3 月 12 日
浜長保険センター 第 16 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



春の暖かさを感じて、冬ごもりしていた虫が外に這い出す啓蟄(けいちつ)3月6日も過ぎ、日増しに暖かくなり、早春の息吹を感じるこの頃です。三寒四温、健康管理に気を付けましょう。



道路交通法に関するQ&A

Q1 夜間、水銀灯等により明るい道路を走行する場合でも、前照灯をつけなければ違反になるのか？

A 夜間でも相当明るく、相当な距離まで明りょうに見える程度に照明が行われている道路であっても、夜間である以上、道路を進行する車両等は法令に定める前照灯等をつけなければなりません。



Q2 「自動車が夜間、他の車両と行き違う場合、又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、政令で定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。」と道路交通法第52条第2項に規定されている。

交通ルール上、灯火を消してもよいのか？ 灯火を消せば無灯火になるのではないのか？

A 夜間、一時的にせよ全ての灯火を消せば「無灯火違反」に該当します。

交通ルールの内容には、「政令で定めるところにより、灯火を消し」と示されております。

この政令とは、道路交通法施行令であり、第20条に

1号 車両の保安基準に関する規定に定める走行用前照灯で光度が1万カンデラを超えるものをつけ、車両の保安基準に関する規定に定めるすれ違い用前照灯又は前部霧灯を備える自動車は、

○ いずれかをつけて走行用前照灯を消すこと。

2号 光度が1万カンデラを超える前照灯をつけている自動車は、

○ 前照灯の光度を減じ、又はその照射方向を下向きとすること。

と規定されています。



Q3 夜間、自動車の前照灯の代わりに霧灯(フォグランプ)を点灯して走行することができるか？

A 前照灯等は、道路運送車両法第41条、道路運送車両の保安基準第32条等による基準、備える位置等が定められています。これ以外の灯火は法令で定める前照灯等に当たりませんので、夜間、霧灯(フォグランプ)のみで道路を走行することはできません。



Q4 普通自動二輪車(総排気量125CC) で故障した原動機付自転車をロープけん引してもよいのか？

A 道路交通法第59条(自動車のけん引制限)違反になります。

自動車によって、他の車両をけん引する場合は、原則としてけん引するための構造及び装置を有する「連結装置」によるものに限るとしています。

例外として故障等の自動車をロープ等によりけん引することができますが、法第59条第1項ただし書きには、「故障その他の理由により自動車をけん引することがやむを得ない場合において・・・当該自動車をけん引するときは、この限りでない。」と例外的なけん引の場合における被けん引車は、自動車と規定しています。法第2条第1項第9号「自動車」の定義には、原動機付自転車が含まれていません。故障した原動機付自転車を自動二輪車はもちろん、自動車によってもロープけん引はできないこととなります。

